

議案第7号

訴訟上の和解について

次のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び大網白里市病院事業の設置等に関する条例（昭和60年条例第1号）第6条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

1 事件名

東京高等裁判所 平成28年（ネ）第4035号 損害賠償請求控訴事件

2 当事者

原告 個人

被告 大網白里市

代表者 大網白里市長 金 坂 昌 典

3 和解金額

1, 200, 000円

4 和解条件

- (1) 市は相手方に対し、本件解決金として120万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は相手方に対し、前項の金員を指定する期日までに指定する口座へ送金する方法により支払う。ただし、送金に要する費用は市の負担とする。
- (3) 市が前項の支払を怠ったときは、市は相手方に対し、前項の金員の残金のほか、指定する期日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を前項と同様の方法により支払う。
- (4) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (5) 市は相手方に対し、平成23年7月4日から平成24年11月13日までの入院治療費合計114万4,894円に係る相手方の支払義務を免除

する。

(6) 市と相手方は、本件に関しては、上記の事項を除いては相互に何ら債権債務がないことを確認する。

(7) 訴訟費用は、第1審及び第2審を通じ各自の負担とする。

5 事件の概要

本件は、原告の親族が大網病院で受けた医療行為に対し、過失があったとして市に対し、4,504万9,689円及びこれらに対する遅延損害金の賠償を求めた件である。

原告は、平成26年4月22日付けで千葉地方裁判所へ訴訟を提起したが、平成28年7月8日付けで原告の請求を棄却する判決が言い渡され、これを不服とし、平成28年7月22日付けで東京高等裁判所へ原判決の取り消しを求め控訴した。

本件については、去る令和元年5月10日付けで両当事者に対し、東京高等裁判所から和解案が提示されたことから、和解しようとするものである。